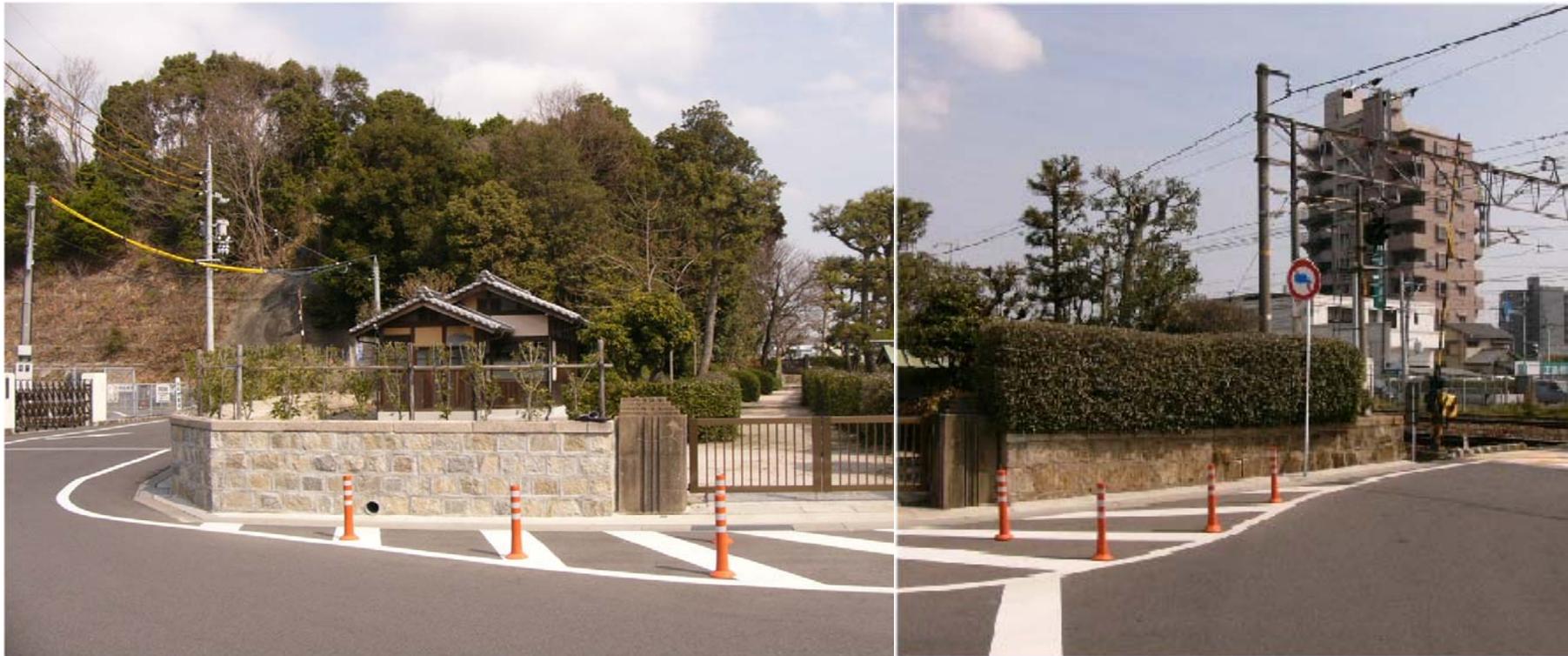


## 仁和寺第二十世任助法親王(厳島御室)(にんなじだいにじっせいにんじょほっしんのう) 御陵

法親王(ほっしんのう)とは、日本の皇室において出家して親王宣下を受け僧籍となった皇子のことをいい、入道親王、法師親王、禪師親王ともいわれた。

平安時代まで出家した親王は、入道親王、法師親王、禪師親王と呼称していたが、白河天皇の皇子が出家後に親王宣下を受けたことで、覚行法親王と呼ばれて以来、出家後に親王になった皇族の称として定着した。これに対して親王宣下を受けた親王が後に出家した場合には入道親王と呼称していたが、後にその用例の区別は次第になくなり、広く僧籍にある親王の意味で用いられるようになった。

法親王は幕末まで皇室と縁の深い門跡の任を務める役割を果たしていたが、明治時代初頭、明治維新がはじまると僧籍の皇族は次々に還俗し、仁和寺宮純仁法親王が小松宮彰仁親王、輪王寺宮公現法親王が北白川宮能久親王、覚諄入道親王が後に梨本宮守脩親王として世俗に戻るなどして、明治以降は僧籍の親王はいなくなり、法親王の呼称も用いられなくなった。

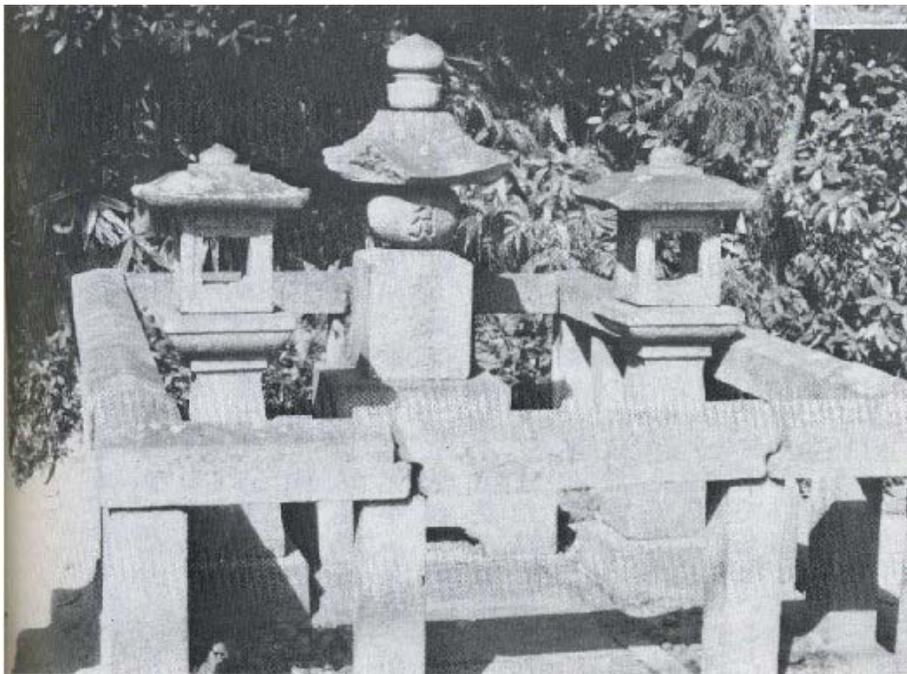


伏見宮家(ふしみのみやけ)は四世襲親王家の一つである。仁和寺第二十世任助法親王(厳島御室)(にんなじにんじょほっしんのう)については昭和46年刊「厳島道芝記」水精寺の項に記述あり。…『滝町の上の山にあり。滝山水精寺大聖院といふ。…(省略)…仁和寺御室任助法親王と申すは伏見の宮二品式部卿邦高親王の宮にて此寺に住ませ給ふ。惣じて供僧は釈門ながら堅く死劇(禾+リ)を避けて、人の喪をだにもとはず、任助親王遷化に及び西方院へ下りさせ世をさらせ給ひしかば御遺骸をむかふの地へわたして葬り奉る。其の所を名付けて御室山といふなり。当島より亡腔(なきがら)を送る所なり。此故に此島にては、むかふと云ふ語を忌みて向にあたる所を惣てまえと云ふなり。』(P108-109)

仁和寺第二十世任助法親王(厳島御室) 1525-1584(大永5-天正12)年  
伏見宮貞敦親王大四子 天正12年厳島で薨去 60歳  
宮内庁管轄の御陵がある(立ち入り禁止)。

広島県廿日市市宮島口 JR山陽本線宮島口駅西側の踏切のそばに

昭和61年5月20日の中国新聞の連載に任助法親王の墓が掲載されている。(廿日市の文化 第16集 P94より抜粋)



高さ1.5<sup>尺</sup>の五輪塔  
水輪正面 梵時 ア  
地輪正面 巖島御室(いつくしまおむろ)  
側面 天正十二年十一月見十九日



門右手にある陵墓の制札・・・宮内庁管轄とわかる。

(平成19年3月4日撮影)

後伏見天皇八世皇孫

一みだりに城内に立ち入らぬこと

一魚鳥等を取らぬこと

一竹木等を切らぬこと

任助親王墓

宮内庁



延命寺御室山墓地(えんめいじ おむろやまぼち)

古来神の島として墓地や火葬場は認められず、宮島島民の墓地として叡島の「向う」の赤碕といわれるこの地につくられた。